

雪下ろし費用助成

事前の利用登録が必須です！！

対 象 世 帯	次の①～③すべてに該当する世帯	
	① 市内に住民登録があり、市民税が <u>非課税</u> である世帯 ※ 住民登録上で市民税が課税されている世帯に属する方が含まれる場合や、生活保護受給世帯は、 <u>助成の対象となりません</u> ② 以下の(1)～(5)のみで構成され、居住者が自力で雪下ろしを出来ない世帯 (1) 65 歳以上の高齢者 (2) 18 歳に達する日以降の最初の3月 31 日までの間にある子ども (3) (2)に該当する子どもと同居している、配偶者のいない女性 (4) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方 (5) (1)～(4)の要件に準ずると認められる方 ③ 親族やボランティアの援助(雪下ろし作業や、費用援助など)も受けられない世帯	
対 象 と な る 費 用	自宅住居の雪下ろし、およびこれに伴う自宅まわりの除排雪に要する費用 ※ 生活の本拠となる自宅 <u>住居以外の建物</u> (別棟の車庫、小屋など)や、 <u>居住していない家屋</u> (空き家、施設入所中で在宅生活に戻る見込みがない場合など)の場合は <u>対象外</u> です ※ <u>自宅まわりの除排雪にかかった費用のみ</u> で請求した場合は、 <u>対象外</u> です	
助 成 金 額	1回につき、雪下ろし等にかかった費用の半額を助成 (助成額の <u>上限</u> 1回につき 15,000 円)	※居住棟の雪を <u>ひとつ</u> おり下ろして1回と数えます。 作業が <u>複数日、複数領収書</u> に分かれても、 <u>あわせて1回</u> と数えます。
助 成 回 数	1世帯あたり3回まで	

雪下ろし費用助成 制度利用の流れ

1. 市へ、利用登録の申請をする ※電話では申請できません
※ 申請書は、下記提出先窓口にあるほか、市のホームページでダウンロードできます
※ 利用登録より前に行った雪下ろしは対象外ですので、必ず雪下ろし作業より前に申請してください
※ 世帯の状況によって、お薬手帳や診断書、障害にかかわる手帳の提示をお願いすることがあります
※ 令和8年1月1日時点で、湯沢市以外に住民登録していた方は、その時点で住所があった自治体からの、令和8年度住民税の証明書(所得課税証明書、非課税証明書など)の提出が必須となります

利 用 登 録

令和9年 2月26日(金) ※窓口提出必切

申 請 期 限

※郵送提出の場合は、令和9年 2月28日(日) 当日消印有効

2. (登録が決定されると)市から、助成金の請求書が届く
3. 雪下ろしをしてもらう ※業者の紹介や依頼代行は出来ませんので、自身で業者を探す必要があります

雪下ろし作業
と請求の期間

令和8年 12月1日(火)～令和9年 3月31日(水)

4. 代金を支払い、領収書(宛名は登録者のフルネームに限り)をもらう
5. 請求書(2.)に領収書(4.)をそえて、下記提出先へ提出する
※ 登録者と口座名義人が違う場合、委任状が必要です
6. 市から助成金が支払われる



■申請書提出先

湯沢市役所 本庁舎1階 長寿福祉課高齢福祉班
稲川 雄勝 皆瀬 の各総合支所窓口

■お問い合わせ

TEL:0183-73-2123(高齢福祉班)
※電話では、申請などの手続きは出来ません